

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

富山地域にぎわいと自然が調和する地域づくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

富山県、富山市、中新川郡立山町

## 3 地域再生計画の区域

富山市及び富山県中新川郡立山町の全域

## 4 地域再生計画の目標

本計画区域は富山県の中央部に位置し、県都として、また日本海側の中核都市として発展してきた富山市と隣接する立山町より構成される。このうち富山市は平成17年4月に富山地域7市町村の合併により県内人口の約4割を占め、東西60km、南北43kmに及ぶ区域面積は富山県の約3割を占めている。

地形的には、神通川、常願寺川の大河川が富山湾に注いでおり、大河川によってもたらされた扇状地が富山平野を形作っている。富山平野の北側は富山湾に面し、南側は岐阜県飛騨地方と接する山々に囲まれ、南東側は薬師岳、立山、剣岳等日本を代表する3,000m級の山々が連なるという、大自然のパノラマが形成されている。

本計画区域では、都心を市域全体の広域拠点とするとともに、市域を複数の地方生活圏に分割、地方生活拠点及びそれを補完する生活拠点を配置し、市民の日常生活に必要な機能が身近な地域で提供できるようなまちづくりを推進している。

都心部は、広域拠点地域として、計画区域の社会経済活動の発展を牽引する役割を担っている。特に富山駅周辺では、平成26年度末の北陸新幹線開業に向けて富山駅の連続立体化が進められているほか、平成18年4月には富山ライトレールが開業、平成21年12月には市内路面電車が環状線化されるなど、富山駅周辺地区と南北地域の連携、中心商店街へのアクセス向上が図られており、中心都市としての機能が集積している。

地方生活拠点となる周辺地域は、豊かな自然を保全しつつ自然とふれあう環境を有している。中山間部には、それら自然環境を活かした神通峡、有峰森林文化村、立山山麓スキー場等の観光資源が存在し、南部の富山市八尾町には、「越中おわら風の盆」の情緒を醸し出す歴史的まち並み景観などの伝統文化資源が存在するなど、地域の顔となる地域資源が豊富に存在している。また、北アルプス立山連峰は富士山、白山とともに日本3霊山の一つに数えられ、立山信仰の拠点として崇められており、現在は立山黒部アルペンルートとして、年間100万人の観光客を集める国際観光地となっている。

このように、機能的な都市・生活基盤が充実したまちづくりが進められている一方で、市町村合併により行政区域が拡大したことから、中心地域と周辺地域それぞれの地域の特性を活かし、本計画区域を一体的に発展させることが課題となっている。

中心地域は、近郊における平成20年3月末の北陸自動車道の流杉スマートインターチェンジ開通など広域拠点としての機能、周辺地域は、観光資源や伝統文化資源を有する観光・交流拠点としての機能、旧町村の行政施設周辺は、商業施設が集中する生活拠点としての機能があることから、富山高山連絡道路をはじめとする道路交通網の整備により、それぞれの機能を連携、公共施設や観光資源の相互利用を促進する必要がある。

周辺地域では、本計画区域の南西部に位置する富山市八尾町をはじめ、地すべり防止区域を多く抱えるなど、古くから災害の多い所であり、中山間地の集落は南北の谷沿いの県道や市道の沿線に点在している。このような状況において、災害時に上流の集落の孤立を防いで生活拠点への安全な交通を確保することに加え、中山間地に存在する観光・交流拠点へも安全にアクセスできるよう、地域住民の生活道及び災害時の迂回路の整備が求められている。

また、本計画区域における森林面積は全体の約7割を占めるが、国産材の需要と価格の低迷、中山間地の過疎化・高齢化の進展などにより、手入れがされずに放置されている森林が増加している。このことなどから、近年、木材等の生産機能は低下してきており、加えて、土砂流出・山地崩壊防止、水源かん養、温暖化防止など、森林の公益的機能の低下が一層懸念されている。

このような中で、市民が安全で安心して暮らし、快適に過ごせる環境をつくる上で、災害に強い森づくりとともに、潤いと安らぎが感じられる緑豊かな空間づくりが求められている。また、放置が進む人工林の計画的かつ緊急な間伐の実施などの取り組みが必要となっている。

今回の計画において、各道路整備に交付金を活用し、地域内住民の都市活動が円滑に行えるよう、地域資源や公共施設などの拠点を連携させ、日常生活に密着した道路ネットワークの構築による機能的な都市・生活基盤が充実したまちづくりを支援することとする。

中山間地においては、林道が整備されることにより、過疎化・高齢化が進行する中山間地の生活環境の改善と森林へのアプローチ手段の確保が見込まれる。また、森林所有者の森林の整備意欲が高まり、間伐の推進や木材の搬出が促進される。さらに、本計画区域の南西部の森林地帯を管轄する婦負森林組合、及び東部の森林地帯を管轄する立山山麓森林組合とともに県産材振興の主要な担い手として高性能林業機械化チームを結成して活動するとともに、木材加工施設を有していることから、林道の整備によって、木材の生産から加工まで一体となった取り組みが期待できる。加えて、立山町では平成19年3月に「立山町バイオマスタウン構想」を策定し、間伐等によ

って生じる林地残材や製材による木くずを木質ペレット化し、燃料として使用する取り組みを進めており、林道の整備によって、林地残材等の原材料の安定的な供給確保が期待できる。

以上のことから本地域においては、都市部と中山間地域の交流・連携を強化するため、生活道路ネットワークを整備することにより、都市活動と自然環境が一体となった地域づくりの推進を図る。

**(目標1) 中心地域・周辺地域間のアクセス向上**

(富山市役所、婦中総合行政センター、大山総合行政センター間相互の平均移動時間を30分から25分に短縮)

**(目標2) 森林整備の促進**

(間伐実施面積を590ha(20年度)から700ha(26年度)に増加)

**(目標3) 中山間地域における災害時迂回路の改善**

(富山市八尾町谷折地区から富山市八尾町大玉生地区への迂回路を26分から16分に短縮)

**5 目標を達成するために行う事業**

**(5-1) 全体の概要**

市道8路線、林道2路線を整備することによって、都市部と中山間地域の交流・連携の促進を図る。

平野部においては、都心部と郊外を結ぶ交通の隘路となっている市道「町村線」、市道「高木高木出村線」においてバイパス整備を行い、市道「中老田針原線」、市道「横内西ノ番線」、市道「青島小倉線」、市道「新保7号線」、市道「中大久保高内線」、市道「富山岡田線」において拡幅整備を行うことにより、観光・文化施設の連携強化を図るほか、都心部から郊外へ向かう安全で円滑な交通確保を図る。

中山間地においては、本計画区域の南西部及び東部の人工林地帯を貫く、林道「祖父岳線」と林道「長倉線」の整備により森林へのアプローチの手段が確保されるとともに、点在する中山間地の集落間を東西に結ぶことで、地域住民の生活道を確保する。

**(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業**

**道整備交付金を活用する事業**

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道；道路法に規定する市道に「高木高木出村線」、「中大久保高内線」が昭和55年3月19日、「横内西ノ番線」が昭和56年3月16日、「富山岡田線」が昭和57年3月31日、「新保7号線」が昭和61年3月18日、「青島小倉線」が平成4年12月22日、「町村線」が平成14年12月20日、

「中老田針原線」が平成16年12月17日にそれぞれ認定済み。

- ・林道；森林法による神通川地域森林計画（18年12月樹立）に記載。

**[施設の種類（事業区域）、事業主体]**

- ・市道（富山市）、富山市
- ・林道（富山市、立山町）、富山県、立山町

**[事業期間]**

- ・市道（平成22年度～26年度）、林道（平成22年度～26年度）

**[整備量及び事業費]**

- ・市道 7.2 km、林道 3.7 km
- ・総事業費 3,333,100 千円（うち交付金 1,666,550 千円）  
（内訳）市道 1,967,300 千円（うち交付金 983,650 千円）  
（内訳）林道 1,365,800 千円（うち交付金 682,900 千円）

**（5-3）その他の事業**

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「富山市にぎわいと自然が調和する地域づくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①きんたろう倶楽部

里山再生に取り組む市民参加型のボランティア支援組織。平成16年秋の市街地への熊の異常出没を契機に、富山市長が設立を提唱し、平成18年4月に発足したもの。里山を再生し、森と街をつなぐ人・物・情報の持続的な循環の流れを構築するとともに、いのち輝く森づくり、人づくり、街づくりを行い、未来を担う子供たちへ誇りを持って託せる森林都市・富山の創造に寄与することを活動目的とし、市内全域で活動している。平成21年12月1日現在の会員数は個人740名、団体44団体。

②富山市森づくりプラン

森林法に基づき、市の森づくりに関する総合的な計画として市民に広く知ってもらうとともに、森林施業の具体的な方法や基準を示すことを目的に、富山市長が平成19年3月に策定したもの。計画期間は平成19年4月1日から平成29年3月31日までの10年間となっており、このプランに基づいて各種の森林・林業施策が実施されている。

③立山町バイオマスタウン構想

立山町では、二酸化炭素の排出量を抑制し、“カーボンニュートラル”な資源の活用を推進することで、資源の「使い捨て社会」から「循環型利用社会」への移行を目指すため、平成19年3月、「立山町バイオマスタウン構想」を策定した。この構想では、廃棄物系バイオマスである生ゴミを堆肥化すること、未利用系バイオマスである間伐等森林整備によって生じる林地残材等を木質ペレット化すること、町の公共施設にペレットストーブを導入すること等を柱とし、平成19年度より実施している。

## 6 計画期間

平成22年度～平成26年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事業

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、富山県と富山市、立山町及び地元関係者からなる会議を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

## 8 地域再生計画の実施に際し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。